

事務連絡
令和3年8月17日

各部課等の長様

政策部長

市長が登庁しない間における決裁等の取扱いについて（通知）

市長が登庁しないこととなる間における決裁等の取扱いについて、次のとおり処理されるよう通知します。

1 本通知の適用期間

本日から市長が登庁可能となるまでの間

2 決裁の取扱い

秘書課においてとりまとめ、市長の決裁を受けることとします。

3 市長が出席する会議等の取扱い

市長のオンラインによる出席又は副市長による代理出席とします。

4 その他

市長への報告や相談その他市長との事務調整が必要なときは、秘書課と調整してください。

事務担当は、秘書課秘書担当 久保谷です。

内線 2312

令和3年8月17日
秦野市政策部広報広聴課

報道機関 各位

**高橋市長が新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者に該当
することが確認されました**

高橋昌和市長が、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者となったことから、自宅での2週間の経過観察を行うこととなりました。

なお、これまで発熱、咳等の自覚症状はなく、8月15日（日）に実施したPCR検査により陰性であることが確認されました。

1 経緯

(1) 8月15日（日）

同居親族に対するPCR検査の結果、陽性が確認されたことを受け、高橋市長のPCR検査を実施しました。

(2) 8月16日（月）

平塚保健福祉事務所秦野センターから濃厚接触者に該当することの連絡を受け、概ね2週間の経過観察が必要と判断されました。なお、PCR検査の結果、高橋市長の陰性が確認されました。

2 市長の職務執行について

経過観察の間、自宅での執務により電話や電子メールで、支障なく指示、連絡等を行います。また、必要に応じてリモートにより自宅から会議等に出席します。

問い合わせ 広報広聴課長 猪野 好春

電話0463-84-5117（直通）

本日は、午後6時まで在籍しております。